

大分県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

第1 目的

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は、大分県とする。

第3 対象患者

この事業の対象となる者は、大分県内に住所を有する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

第4 実施方法

- 1 この事業は、知事が在宅人工呼吸器使用患者支援事業を行うに適切な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）の長に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。
- 2 前項の委託は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業に関する契約書（様式1）により行うものとする。
- 3 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は老人訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護を行うものとする。
- 4 前項において実施される訪問看護の回数は、原則として対象患者一人に対して一週間につき5回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないものとする。
- 5 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）を知事に提出するものとする。

第5 費用の額

第4の1により交付される費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和58年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として、1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者一人当たり年間260回（以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む）を限度として、次のとおりとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、②から⑤に係る該当区分の費用を支払うものとする。

- | | |
|--|----------------|
| ①医師による訪問看護指示料 | 1月に1回限り 3,000円 |
| ②訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき 8,450円 |
| ③訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき 7,950円 |

- ④その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1回につき 5,550円
- ⑤その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額 1回につき 5,050円

ただし、一日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

- ①保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用 1回につき 2,500円
- ②准看護師による訪問看護の費用 1回につき 2,000円

第6 申請手続き

- 1 本事業による訪問看護を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式2）に、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書を添付して、知事へ提出するものとする。
また、申請者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けていない場合には、更に、当該疾患にかかる臨床調査個人票の添付が必要であるものとする。
- 2 前項による申請は、本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関がとりまとめて提出して差し支えないものとする。

第7 対象者の決定等

- 1 知事は、申請について可否を決定し、結果を申請者及び当該訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。
なお、申請を承認した場合は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護承認通知書（様式3）を交付するものとする。
- 2 対象者の決定の効力は、当該患者の有する特定医療費（指定難病）受給者証の有効期間の範囲内とする。

第8 治療研究の期間等

治療研究の期間は、同一の患者につき1か年を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

第9 実施の報告

本事業による訪問看護を実施した訪問看護ステーション等医療機関は、翌月の10日までに、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式4-1）及び在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施日実績報告書（様式4-2）を知事に提出するものとする。

第10 費用の請求

- 1 訪問看護ステーション等医療機関からの第5に定める費用の請求は、翌月の10日までに、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書（様式5）または在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書（様式6）を知事に提出して行うものとする。
- 2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、請求者に速やかにその費用を支払うものとする。

第11 特定疾患対策協議会との関係

大分県特定疾患対策協議会は、知事からの要請に基づき、この支援事業に必要な参考意

見を具申するものとする。

第12 関係者の留意事項

患者等に与える精神的影響とその病状に及ぼす影響を考慮して、治療研究によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。